

外国人留学生対象インターンシップ(平成30年夏期)

実施概要

東京外国人雇用サービスセンターでは、外国人留学生の国内での就職環境の理解を深めるため、在学中の留学生を対象としたインターンシップ事業を実施しております。

海外への生産・販売拠点の進出、国内における国際関連業務の人材補強、企業内での外国人とのコミュニケーション能力の強化等をお考えの企業の皆様方におかれましては、ぜひこの機会にご検討いただき、ご応募いただきますようお願いいたします。

● 貴社の発展にぜひ東京外センのインターンシップをご活用ください ●

- ・ 企業の活性化、国際化を促すきっかけとなります。
- ・ 留学生が活躍できる部署、職務を発見でき、貴社独自の外国人雇用管理のノウハウを蓄積できます。
- ・ 指導にあたる社員のマネジメント力の向上や国際的視野の獲得が期待できます。
- ・ 仕事を通じて留学生に自社を含め、業界・仕事の理解を促進させることができます。
- ・ インターンシップ生の紹介にあたって費用は一切かかりません。

<<外国人留学生インターンシップの内容>>

- | | |
|-----------|--|
| 参加学生 | ・ 日本国内の大学、短期大学、大学院に在籍している外国人留学生で、本インターンシップに参加を希望する者(大学3年生、短期大学及び大学院1年生)。 |
| 受入企業 | ・ 外国人留学生に仕事の進め方やビジネスマナーなどを体験させ、卒業後の就労に向けた実践的準備の機会となるよう専門的・技術的分野の仕事内容でインターンシップを実施する企業。
・ インターンシップに参加する留学生の指導・監督を行う社員がいる企業。 |
| 実施プログラム | ・ 当センターで事前講習1日を実施。
・ 企業側では原則、【様式1】の各コースに応じた実習5日間(土日祝除く連続した5日間)を実施。(※通常、土日祝を勤務日にしている企業及び開始日・終了日の希望がある場合はご相談ください。) |
| 手当について | ・ 当センターが扱うインターンシップは無報酬とします。アルバイトではなく、職場体験を目的としています。ただし、企業の判断により交通費や昼食代等は支給していただくことは差し支えありません。 |
| 覚書の締結について | ・ インターンシップ実施にあたり、企業、大学、学生等の役割、参加経費、事故等への対応について、事前に覚書の締結が必要となります。(【様式3】参照) |
| 保険について | ・ 参加留学生がインターンシップ中の事故により傷害を負った場合や、参加企業や第三者に損害を与えた場合に備えて、国が傷害保険・損害保険に加入します。 |
| 申込み方法 | ・ 【様式2-1】「留学生インターンシップエントリーシート(企業様用)」にご記入いただき、下記のFAX番号にご送付ください。 |
| 終了報告 | ・ 終了後2週間以内に【様式4】「インターンシップ活動評価票」をご提出いただきます。 |

ハローワーク新宿 東京外国人雇用サービスセンター

担当：外国人留学生インターンシップ担当 鞆戸(うど)

TEL：03-5339-8625 FAX：03-5339-8654